

# 医師資格証の現状と今後の展望について

2023年3月4日

日本医師会電子認証センター

矢野 一博

# Agenda

1. 医師資格証の現状と日医の取り組み
2. HPKIを取り巻く動向
3. HPKIセカンド電子証明書について
4. HPKIとJPKI (HPKIカードとマイナンバーカード)

# Agenda

1. 医師資格証の現状と日医の取り組み
2. HPKIを取り巻く動向
3. HPKIセカンド電子証明書について
4. HPKIとJPKI (HPKIカードとマイナンバーカード)

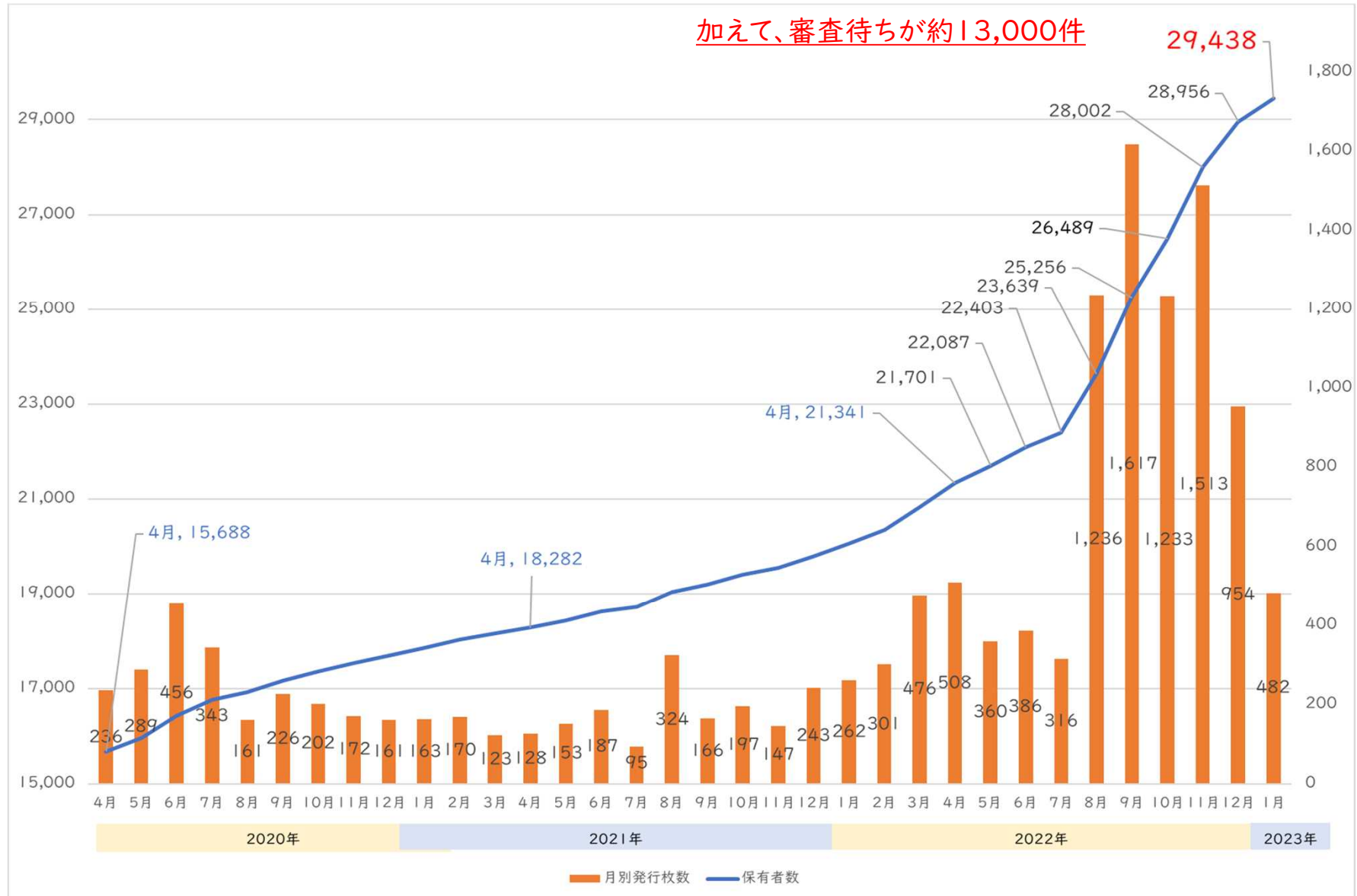
## 医師資格証について(少しデザイン変更)

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| ① 名称         | 日本医師会が発行する医師を対象としたHPKIカード      |
| ② HPKIカード ロゴ | 三師会 + MEDISが発行するHPKI準拠カードの共通ロゴ |
| ③ 保有者顔写真     | カード保有者の顔写真                     |
| ④ 保有者の情報     | 姓名・生年月日・日医会員ID・医籍登録番号          |
| ⑤ カード有効期限    | 有効期限は、カード発行日から5回目の誕生日          |
| ⑥ カードIDと発行日付 | カードIDと発行日付                     |
| ⑦ ICチップ      | 電子証明書を格納するためのICチップ             |

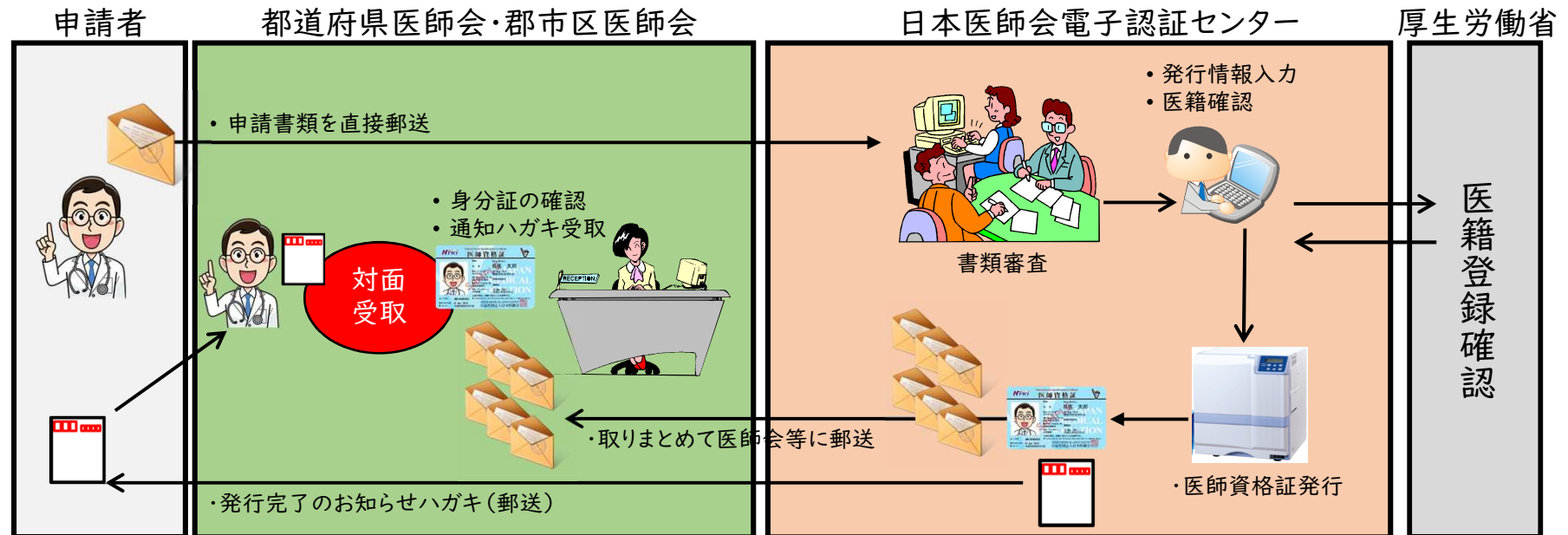
※これまでのホログラムに代えて、ツインパールインキ等を用いた偽造防止対策に変更。



# 医師資格証 (HPKIカード) 発行推移 (2023年1月末現在)



# 通常の医師資格証発行までの流れ



## 【申請時の書類】

1. 医師資格証発行申請書(顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー
3. 身分証コピー(受取時は原本提示)
4. 住民票の写し原本(もしくは委任状)

※ いずれかの書類に旧姓が記載されている又は旧姓併記希望の場合は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出。

5. (例) 戸籍謄(抄)本、全部(個人)事項証明書  
姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

## 身分証(下記のいずれか1点)

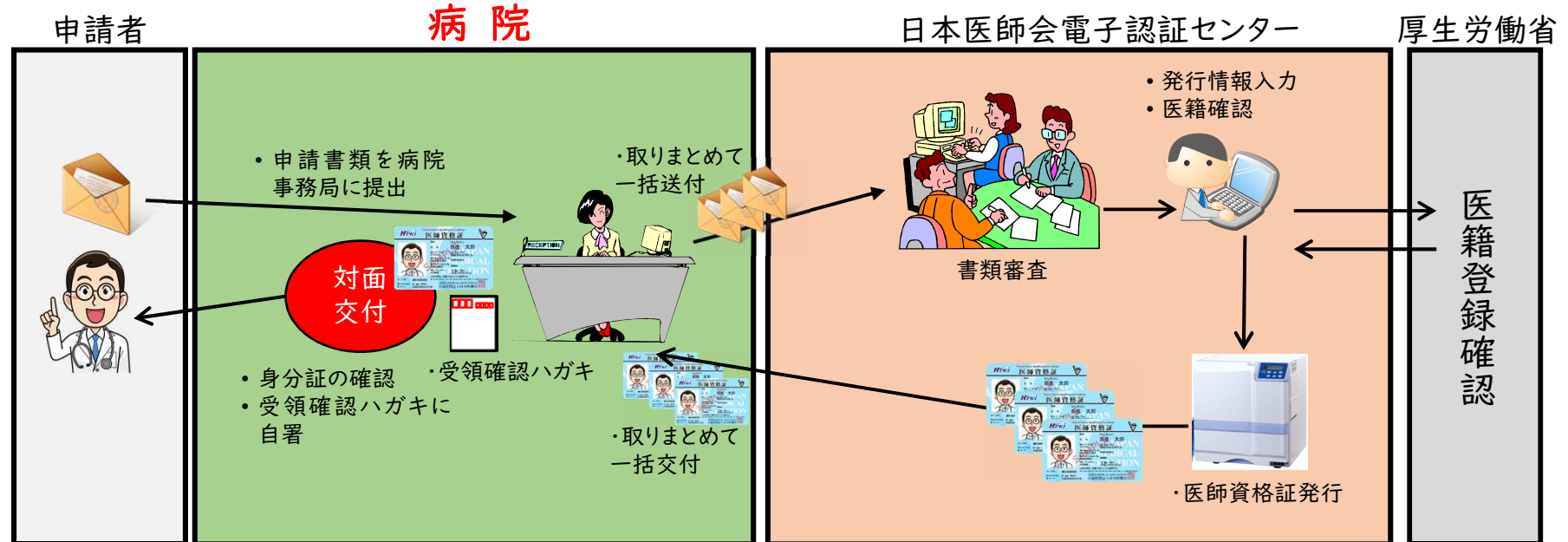
- ① 日本国旅券(有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証(有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き(有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード(有効期限内のもの)
- ⑥ 官公庁職員身分証(張替防止措置済み・写真付き)

## 【受取時の書類】

1. 発行完了通知ハガキ(提出:要自署)
2. 身分証原本(提示)

検証事業の結果を踏まえ、住民票の写しに代えて、委任状を送ってもらう方式も新たに追加。

# 病院での一括申請・一括交付方式を追加



## 【申請時の書類】

1. 医師資格証発行申請書 (顔写真貼付)
2. 医師免許証コピー
3. 身分証コピー (受取時は原本提示)
4. 住民票の写し原本 (もしくは委任状)

※ いずれかの書類に旧姓が記載されている又は旧姓併記希望の場合は旧姓がわかる公的書類も合わせて提出。

5. (例) 戸籍謄 (抄) 本、全部 (個人) 事項証明書  
姓名併記は旧姓と特別永住者の通名のみペンネーム・芸名等は併記不可

## 身分証 (下記のいずれか1点)

- ① 日本国旅券 (有効期限内のもの)
- ② 自動車運転免許証 (有効期限内のもの)
- ③ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降発行のもの)
- ④ 住民基本台帳カード 写真付き (有効期限内のもの)
- ⑤ マイナンバーカード (有効期限内のもの)
- ⑥ 官公庁職員身分証 (張替防止措置済み・写真付き)

## 【受取時の書類】

1. 受領確認用ハガキ (提出: 要自署)
2. 身分証原本 (提示)

これまでの医師会を通じた受け渡しに加えて、主に勤務医を対象とした病院での一括申請・交付をする発行方式。

# 定例記者会見(2022年10月26日)

令和4年(2022年)10月26日(水) / 「日医君」だより / プレスリリース

## 医師資格証の全医師への発行について

長島公之常任理事

★ 982 | 印刷

長島公之常任理事は10月26日の定例記者会見で、2023年1月より、オンライン資格確認のインフラを活用した電子処方箋の仕組みの運用が開始されることを踏まえて、日本医師会として、全医師に対する医師資格証の発行を促進していく決意を示した。

同常任理事は冒頭、医師が電子署名を行うに当たり、現時点で条件を満たしている方法は、厚生労働省が定めた保健医療福祉分野における公開鍵認証基盤(HPKI)しかないことを改めて強調。その活用を求めるためにも、日本医師会は、HPKIカード「医師資格証」の全医師への発行を強力に加速していくとした上で、9月末時点での医師資格証の発行数は25,000枚超、現在、3,000件以上の発行申請に対応中であることを明らかにするとともに、「HPKIは電子処方箋のみならず、今後の医療DXの成果を安全・安心に利用していく上で、大変重要な仕組み」と強調。薬剤師用のHPKIカード「薬剤師資格証」を発行する日本薬剤師会とも歩調を合わせ、最終的には、全ての医師に確実に取得してもらえるよう取り組んでいくとした。



また、日本医師会会員であれば、資格証の発行・更新費は全て無料であり、非会員であっても実費のみで取得可能であること、新規の医師免許取得者も無料で取得が可能であることなどを紹介。今後は、全国の地区医師会に対し、新規入会者への医師資格証取得促進への協力を改めて依頼するとして他、来年度から、卒後5年間は会費を無料とすることが決定していることに触れ、この機会に医師資格証も無料で取得することができるとして、そのメリットを強調した。

更に、非会員の勤務医に対しては、病院単位の一括申請・発行スキームを用意し、スムーズな取得が可能となっていることを紹介、「未取得の医師には、このスキームを活用して、発行申請を行って欲しい」と呼び掛けた。



# 医師会入会時の取得依頼

日医発第1568号(情シ)  
令和4年11月10日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会  
会長 松本 吉郎  
(公印省略)

## 医師会入会時における医師資格証取得について(依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、医師資格証をすべての医師に取得いただきたいと考えており、その普及促進のため、様々な方策を実施しております。先般も「医師資格証の病院単位の申請と受渡しについて」(令和4年10月25日付日医発第1451号(情シ))にてご案内した通り、病院単位での医師資格証の申請と受渡しのスキームをご用意し、会員、非会員を問わず、医師であればどなたでもスムーズに取得いただけるよう、発行を強力に加速させております。

一方、本会では、組織力強化の一環として、2023年度から若手医師への会費減免を卒後5年間まで延長いたします。既に新規医師免許取得者には、発行手数料無料で発行しておりますが、この措置により、会員になれば卒後5年間は無料で医師資格証を取得することも可能になります。

このように、様々な方策、またそれらを組み合わせることで普及促進に努めておりますが、何より医師会の入会時に、会員の証として医師資格証を取得していただくよう、取り組みを進めて参りたいと存じます。

医師資格証は、本会の会員には無料で発行しておりますので、郡市区医師会、都道府県医師会に留まらず、本会まで入会していただく動機付けとして、また、既会員への更なる普及に加えて、新規の先生にも取得していただくことで、医師資格証の対外的な評価も向上いたします。多くの先生が自然と医師資格証を持つようになれば、利用場面の拡充や更なる組織強化にも繋がってまいります。

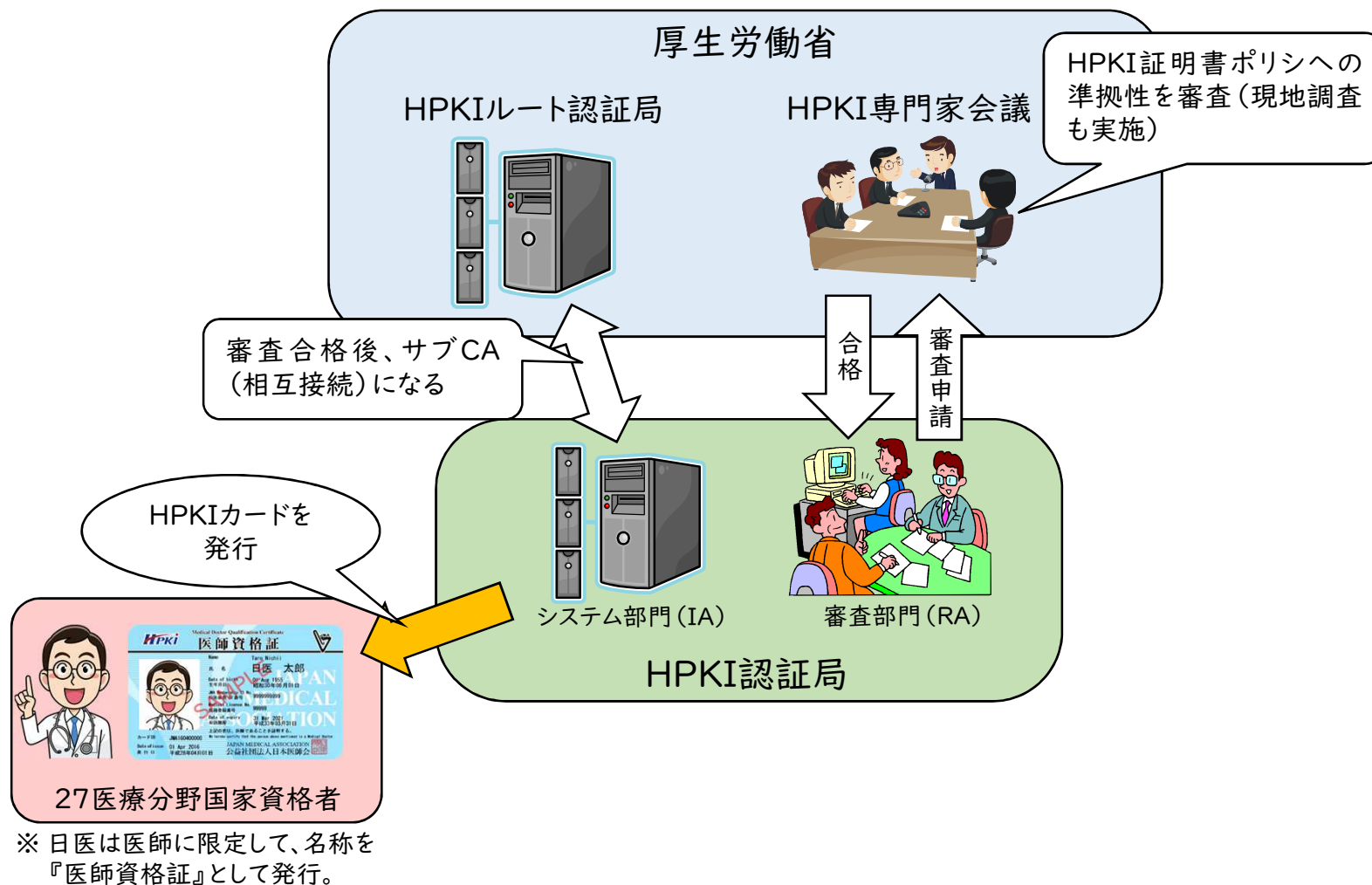
つきましては、新規に入会される先生に医師資格証の取得を強力に働きかけて行く取り組みについて、郡市区等医師会へご依頼差し上げますので、貴会のご高配、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

以上

# Agenda

1. 医師資格証の現状と日医の取り組み
2. HPKIを取り巻く動向
3. HPKIセカンド電子証明書について
4. HPKIとJPKI (HPKIカードとマイナンバーカード)

# HPKI認証局の枠組み



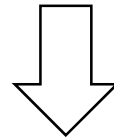
HPKI認証局は、厚生労働省が定める「保健医療福祉分野PKI認証局 証明書ポリシー」に則って運営される認証局です。基準を満たしていることの審査に合格すると、厚生労働省ルート認証局のサブCAとなり、HPKI認証局となります。

## 厚労省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の改訂

規制改革推進会議からの強い要請を受けて、厚労省の検討会議で検討した結果、電子署名を規定している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」が改定された（要約）。

従来（ガイドライン5.1版）

- (1) 保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）の電子署名を「推奨」。
- (2) 認定特定認証事業者の電子署名
- (3) 公的個人認証サービス（JPKI）の電子署名



改定後（ガイドライン5.2版、令和4年3月）

- (1) 電子署名法の要件を満たす電子署名をすること。
- (2) 医師等の国家資格を有する者により作成が求められる文書については、国家資格が電子的に検証（確認）できること。そのために、(a)～(c)のいずれかの条件を満たすこと。
  - (a) 保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）の電子署名
  - (b) 認定特定認証事業者であって、本人確認、国家資格確認を行い、かつ、電子的にそれを検証（確認）でき、更に適切な外部からの評価を受けている事業者の電子署名。
  - (c) 公的個人認証サービス（JPKI）の電子署名

従来の5.1版まであった、HPKIを「推奨」する文言が削除。一方で、改定後の(2)にある通り、「医師等の国家資格を確認できること」が必須の条件となった。

## 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」のQA

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」のQAでは、現時点においてはHPKIが具体的手段とされており、医師資格証も明記されている。

Q-40 6.12章C項の1(2)「法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、以下の(a)~(c)のいずれかにより、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子署名等を用いること」とあるが、要件を満たす具体的な手段は何か。

A 2022(令和4)年3月31日時点で存在している、「法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書」に対し、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子署名としては、

6.12章C項1(2)の(a)の「保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書」

- 日本医師会 電子認証センターが発行する「医師資格証」
- 日本薬剤師会 認証局が発行する「薬剤師資格証」
- 医療情報システム開発センター(MEDIS) 電子認証局が発行する「HPKI 電子証明書」

があります。

なお、今後、(a)の「監査基準」を満たす新たな「保健医療福祉分野PKI認証局」や、(b)の「適切な外部からの評価」を受けた事業者、電子的な資格確認に対応した(c)の「公的個人認証サービス」による電子証明書が発行された場合、適宜、追加も考えられます。

# 電子処方箋における位置付け

電子処方箋の準備の中で、HPKIカードを申請(取得)することとされている。

## 1. 準備開始

準備開始

システム  
事業者へ  
発注

導入・  
運用準備

補助金の  
申請

### 1 電子署名を行うための準備 (HPKIカードの発行申請等)

「運用開始」の約1-4か月前まで  
※認証局によって発行までの所要期間は異なります

▶ 医師・歯科医師、薬剤師毎に申請

- 電子署名を行うための準備として、まずは、医師・歯科医師、薬剤師の皆さまはHPKIカードの発行申請をお願いします。
  - ・ 医療機関が電子処方箋を発行する場合、または、薬局が電子処方箋を受け付けた場合に、それぞれ処方内容/調剤内容を含む電子ファイルに電子署名をしていただく必要があります。(HPKIカードについては次頁参照)
  - ・ 申請から取得まで、約3-4か月要する可能性があるため、**ご希望の時期から運用を開始するためにも、お早めに申請をお願いします。**
  - ・ 問題なく運用を開始できるよう、医師・歯科医師、薬剤師のカード取得状況は定期的に医療機関・薬局内で確認してください。

HPKIカードの  
申請対象者

院外処方箋を発行する医師・歯科医師、処方箋を調剤済みにする薬剤師毎にHPKIカードを申請してください。※1,2

申請先

医師・歯科医師、薬剤師に応じてHPKIカードの申請先が異なります。

<p>&lt; 医師 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本医師会 電子認証センター <a href="https://www.imaca.med.or.jp/application/">https://www.imaca.med.or.jp/application/</a></li> <li>・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) <a href="http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html">http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</a></li> </ul> <p>&lt; 歯科医師 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) <a href="http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html">http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</a></li> </ul>	<p>&lt; 薬剤師 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本薬剤師会認証局※3 <a href="https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html">https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/index.html</a></li> <li>・ 一般財団法人医療情報システム開発センター (MEDIS) <a href="http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html">http://www.medis.or.jp/8_hpki/index.html</a></li> </ul>
---	--

申請方法

申請先によって異なるため、HP等をご確認ください。

HPKIカード (イメージ)



医師・歯科医師、薬剤師毎に1枚ずつ  
発行申請をお願いします！



※1 HPKIカードは、医師・歯科医師、薬剤師毎に1枚ずつ取得してください。複数の医療機関・薬局で勤務する場合でも、1枚のHPKIカードで対応できます。また、異動等で新たに着任される医師・歯科医師、薬剤師についても、HPKIカードの取得状況を確認の上、必要に応じて取得を依頼してください。  
 ※2 各医療機関・薬局内でHPKIカードの申請をとりまとめ、一括で郵送することも可能です。受取方法・場所についても、カード発行機関とご調整ください。  
 ※3 日本薬剤師会認証局では、HPKIカードの発行を令和4年9月26日より再開しています。

# 令和4年第二次度補正予算案

【○電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備・保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及】

令和4年度第二次補正予算案 22億円

医薬・生活衛生局総務課  
(内線4213)

施策名:保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業

## ① 施策の目的

令和5年1月から運用が開始される電子処方箋は、これを発行する場合、電子署名が必要となるため、電子処方箋導入促進の観点から現時点で電子署名可能な資格確認・本人確認証であるHPKIカードの普及拡大を進める。

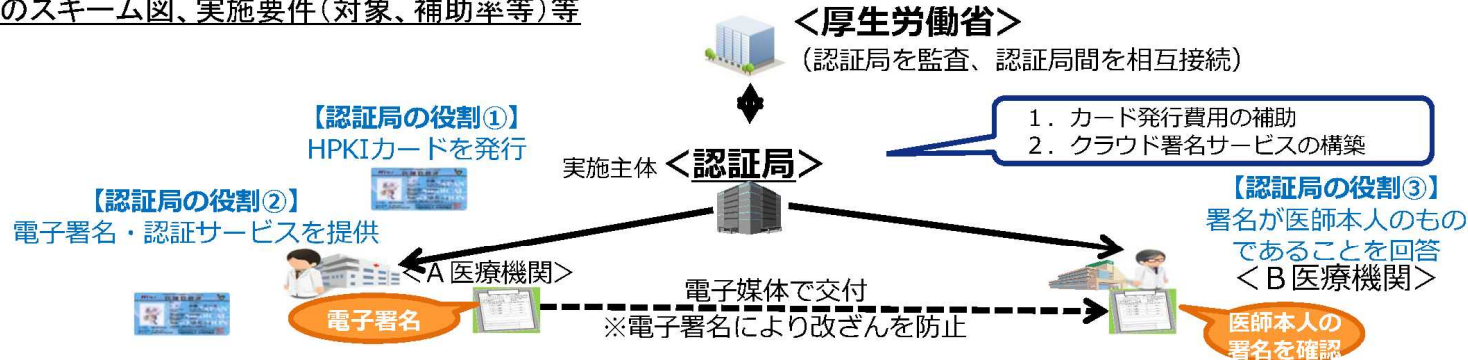
## ② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

## ③ 施策の概要

電子処方箋へ電子署名が行えるよう、認証局にカード発行費用を補助し、HPKIカードの普及推進を行う。また、カードの発行を前提に、カードの紛失や緊急に処方箋に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い、その利便性の向上を図る。

## ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※ 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKI以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名(電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの)であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス(マイナンバーカード)を用いた電子署名なども利用可能であるが、現時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみとなっている。

※HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure)とは、保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となるもの。

## ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

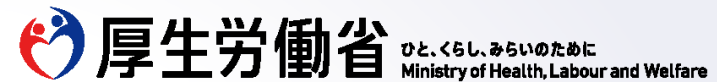
HPKIカードの普及拡大により、電子処方箋の導入も促進されることから、電子処方箋のメリットを享受可能な範囲が広がり、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向けた健康・医療分野のデジタル化といった医療DXの推進を図ることができる。

ところが



# HPKI以外の電子署名の検討

資料 1



第1回 保健医療福祉分野における  
電子署名等環境整備専門家会議  
2022（令和4）年9月13日

## 保健医療福祉分野における電子署名等の環境整備 について

厚生労働省 医政局  
特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 保健医療福祉分野における電子署名等の環境整備

### 現状・背景

#### ガイドライン 第5.2版 「6.12. 法令で定められた記名・押印を電子署名で行うことについて」

法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書に対する電子署名として、「保健医療福祉分野PKI認証局の発行する電子証明書（HPKI）」のほか、「適切な外部からの評価を受けた事業者」や「電子的な資格確認に対応した公的個人認証サービス」による電子証明書をを用いる方法を整理。

#### 規制改革実施計画（令和4年6月7日 閣議決定） より抜粋

<医療・介護・感染症対策>（2）医療DXの基盤整備（在宅での医療や健康管理の充実）

#### 4. 電子処方箋の普及及び医療分野における資格確認・本人確認の円滑化

b) 厚生労働省は、電子処方箋の発行に必要な資格確認・本人認証の手段として、HPKI（Healthcare Public Key Infrastructure：保健医療福祉分野の公開鍵基盤）以外にどのような方法があり得るか、医療機関による本人確認の活用やクラウド電子署名など幅広く、現場のニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 [措置済み]

e) 厚生労働省は、上記bの結論を踏まえ、社会保険診療報酬支払基金が令和5年1月から運用を開始する電子処方箋システムについて、HPKI以外の資格確認・本人認証の方法に運用開始時から対応できるよう検討する。 [引き続き検討を進め、令和5年1月までに措置]

### 対応方針

- ・事業者（認証局あるいは立会人型電子署名の場合は電子署名サービス提供事業者）による利用者の実在性、本人性及び利用者個人の申請意思の確認並びに本人認証、並びに、医師等の国家資格保有の確認の適切な実施を確保する仕組みが必要。
- ・今後の保健医療福祉分野における適切で円滑な電子署名等が可能となる環境整備に当たり、本人確認及び資格確認の適切な実施を公正に評価するための方針・基準・規則等の策定、評価体制等の検討を行う専門家会議を設置。

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000992074.pdf> (2022-11-15)

先ほどのQAの『(b)の「適切な外部からの評価」を受けた事業者』について検討中。 17

さらに

# 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策

(令和4年10月28日 閣議決定)

## 2. 成長分野における大胆な投資の促進【P.32~33一部抜粋】

### (4) DX(デジタル・トランスフォーメーション)

DXは、新しい付加価値を生み出す源泉であり、社会的課題を解決する鍵であることから、DX投資促進に向けた政策を強力に推進する。

(略)

健康保険証との一体化を加速し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すための環境整備等の取組や、同様に運転免許証等との一体化を加速するための環境整備等の取組を行い、戦略的な広報や自治体の取組支援、民間事業者の電子証明書手数料の当面の無料化、民間事業者や自治体によるカードの利活用機会の拡大支援、**医師等の国家資格確認を早期に導入するための関係システム改修**に取り組み、マイナンバーカードの取得を促進する。

(略)

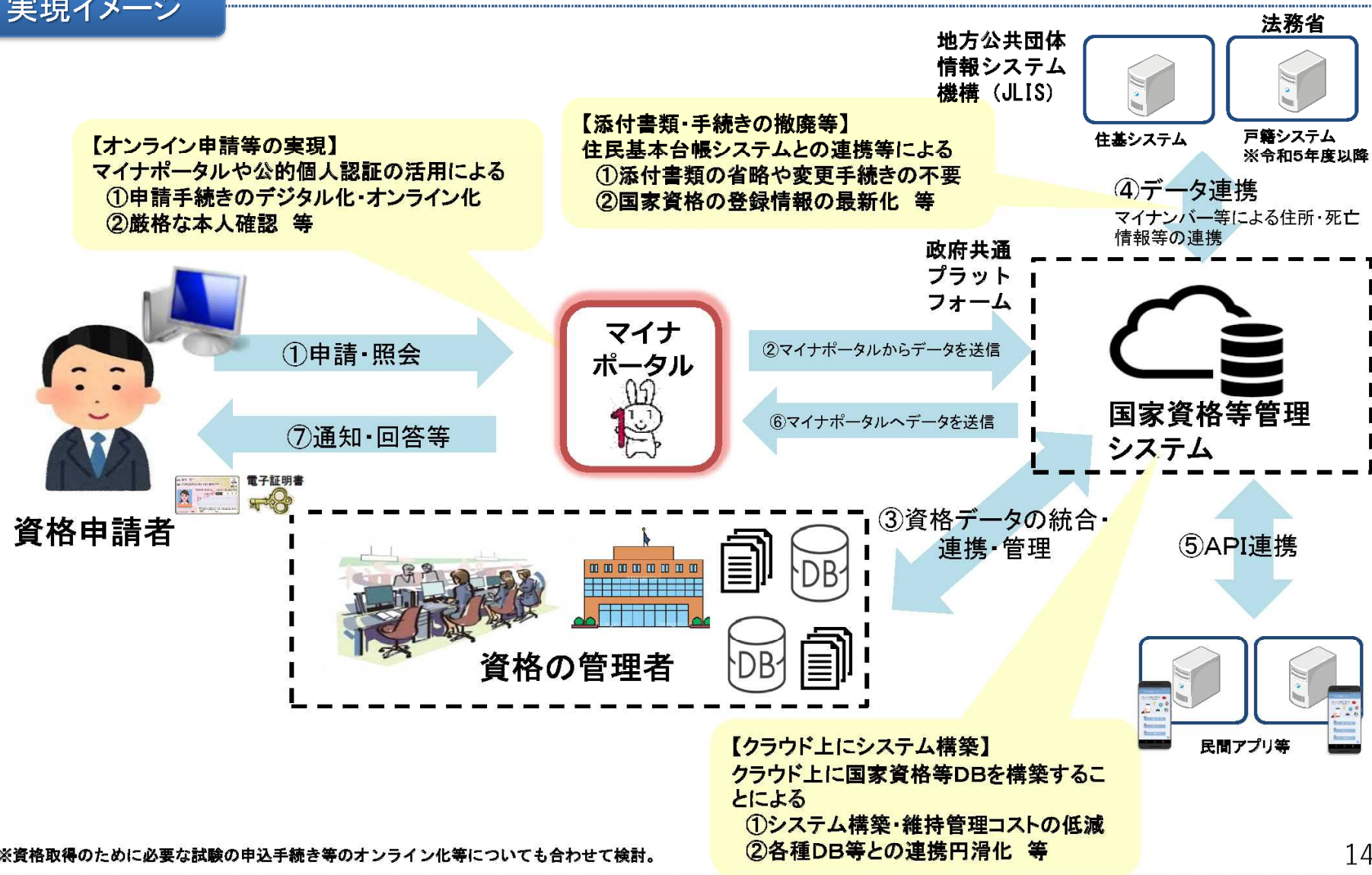
- 医師等国家資格のオンライン申請に係る免許登録管理システム改修事業(デジタル庁)

(略)

- 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備・保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業(厚生労働省)

# 国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について

## 実現イメージ



※資格取得のために必要な試験の申込手続き等のオンライン化等についても合わせて検討。

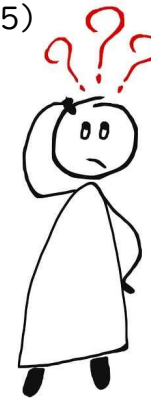
社会保障に係る資格における  
マイナンバー制度利活用に関する検討会(令和3年1月8日)  
報告書の記述

論点2 マイナポータルを活用した資格保有の証明、提示【P.11一部抜粋】

(留意点、今後検討が必要な点)

○なお、現在、医師や薬剤師等にはHPKIカードが発行されているが、これについては、  
①券面上で資格保有者であることが確認でき、緊急時や災害時にも迅速に資格を有していることを提示でき、②資格情報入りの電子署名ができるという二点において、マイナンバーカードにはない機能を有している。このため、今回検討しているマイナンバー制度の利活用がHPKIカードの持つこれらの機能を代替するものではない。

出典 厚生労働省、<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000716943.pdf> (2022-11-15)



# Agenda

1. 医師資格証の現状と日医の取り組み
2. HPKIを取り巻く動向
3. HPKIセカンド電子証明書について
4. HPKIとJPKI (HPKIカードとマイナンバーカード)

## 電子処方箋に関連したHPKIに対する指摘

現在、検討が進められている電子処方箋では、医師資格の証明の方法として、HPKIを基本にするとしている。ただし、普及促進を進めつつ、カードを紛失・破損した場合に他の手段による対応も検討する必要があるとされていた。

### (5) 電子処方箋の真正性確保について

- ✓ HPKIの仕組みを活用することとし、HPKIカードに格納されている電子証明書を利用し、電子処方箋の登録時、及び調剤済み電子処方箋の登録時に医師、薬剤師が各々電子署名を付与することを基本とする。
- ✓ ただし、HPKIカードの普及促進の取り組みを進めつつ、カードを紛失・破損した場合の対応等を鑑み、他の手段による対応方法を引き続き検討する。

※厚労省令和2年度オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋管理サービスに関する調査研究事業報告書  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000764582.pdf>)

これに対して、規制改革推進会議等がHPKIの必要性に対し疑問を投げかけ、電子処方箋においてはHPKI以外の電子署名も可能とするように強く要請してきた。その理由として、HPKI全般に対して以下のような問題があるとしていた。

#### 1. 普及率の低さ

医師に関して言えば、5%程度（令和3年10月時点）しか普及しておらず使われていない。

#### 2. 使い勝手の悪さ

カードがないと使えない、毎回、暗証番号を入力する必要がある等。

#### 3. そもそもの必要性

医師である資格が確認できれば十分。電子カルテのログイン時に医師と確認されているので、別途、HPKIを用いる必要がない。



## 日本医師会（HPKI陣営）の対応

- 日本医師会に関しては、HPKIカード（医師資格証）を全ての会員に減免して発行する方針を掲げて普及に取り組んでいることから、規制改革推進会議等が主張している、HPKIカードが普及しない、費用が掛かるという指摘は、少なくとも2/3の医師に対しては当たらない。
- 一方で、カードを紛失・破損した場合の対応や大規模医療機関での利用時の使い勝手の悪さへの指摘はその通り。
- これに関しては、電子処方箋の議論以前から課題であったことから、その対応方法について検討を進めていた。
- そこで、電子処方箋を所管する厚生労働省医薬・生活衛生局とHPKI運営団体である、日本薬剤師会、医療情報システム開発センター（MEDIS）と協議の上、HPKIカード（医師資格証）の全医師への配布を前提としつつ、電子処方箋運用時の使い勝手の向上、カード紛失・破損時等の対応として「HPKIセカンド電子証明書」の仕組みを構築した。
- 構築に当たっては、厚生労働省医政局が準備した令和3年度補正予算（HPKI普及促進補助金）を活用し、MEDISにシステム構築を実施してもらうことで開発を進めている。
- これについて、「HPKIの利便性向上に向けたHPKIセカンド電子証明書の提供開始について」として、2022年8月31日に、日本医師会、日本薬剤師会、MEDISの連名でプレスリリースを実施。

# HPKIセカンド電子証明書に係るプレスリリース(2022年8月31日)

2022年8月31日

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般財団法人 医療情報システム開発センター

HPKIの利便性向上に向けた  
HPKIセカンド電子証明書の提供開始について

電子処方箋など、医療現場においてHPKIをより使いやすくするため、『HPKIセカンド電子証明書』の提供を開始することになりましたのでお知らせします。

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターは、厚生労働省が施策として普及を進めている「保健医療福祉分野 PKI 認証局 (Healthcare Public Key Infrastructure 認証局)」(以下、HPKI 認証局)を運営しています。

各HPKI認証局は、電子的な身分証明書である「HPKI電子証明書」を発行し、そのHPKI電子証明書を格納したICカード(以下、HPKIカード)を、それぞれ『医師資格証』、『薬剤師資格証』、『HPKI資格証』という名称で提供していません。

これらのHPKIカードを用いることで、医師や薬剤師等の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI電子署名」を行うことができます。

しかし、カード型であることから、HPKI電子署名を実施しようとする全ての端末(電子カルテ等)にカードリーダーが必要なことや破損・紛失時に業務が滞ることなどが指摘されていました。

これらの指摘に対して、HPKI認証局の運営団体として検討を重ねた結果、この度、HPKI電子証明書をHPKIカードだけでなく、セキュアなクラウド上にも格納することで、HPKIカードを用いなくてもHPKI電子署名を行うことができる「HPKI電子証明書管理サービス」を3団体共同で開発し、本年12月から運用を開始することとしました。

共同運用するHPKI電子証明書管理サービスに、各認証局からHPKIカード発行対象者に対して、追加でクラウド用のHPKI電子証明書を発行・格納することで、HPKIカードを用いることなく、スマートフォンを利用してHPKI電子署名を行うことが可能となります。

HPKIカード発行対象者に対して発行するクラウド用の2番目の電子証明書のため『HPKIセカンド電子証明書』(以下、2nd電子証明書)と呼称することにしました。

なお、それぞれのHPKIカードは、これまで通りHPKI電子署名、ログイン認証、会員証等の現実世界における身分証明書や研修会時の受講受付等に活用することから、引き続き発行を継続します。今回のクラウド上に格納するHPKI電子証明書は、HPKIカード保有者に対して発行するもので、あくまでHPKIカードを補完する位置付けのものとなります。

## 【問い合わせ先】

日本医師会電子認証センター(医師資格証)

E-mail: hpki2nd@jmaca.med.or.jp

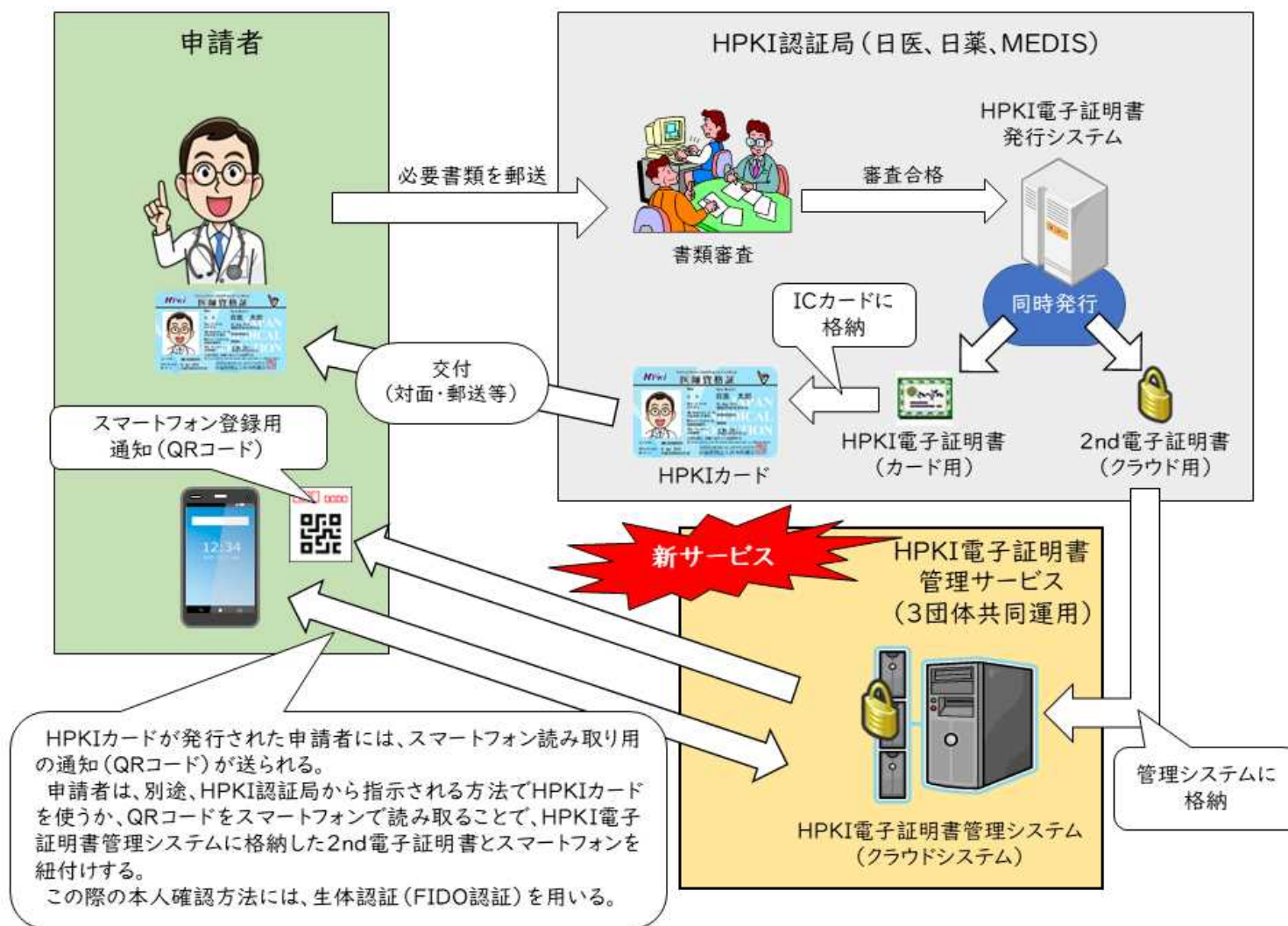
日本薬剤師会認証局(薬剤師資格証)

E-mail: hpki@nichiyaku.or.jp

医療情報システム開発センター認証局(HPKI資格証)

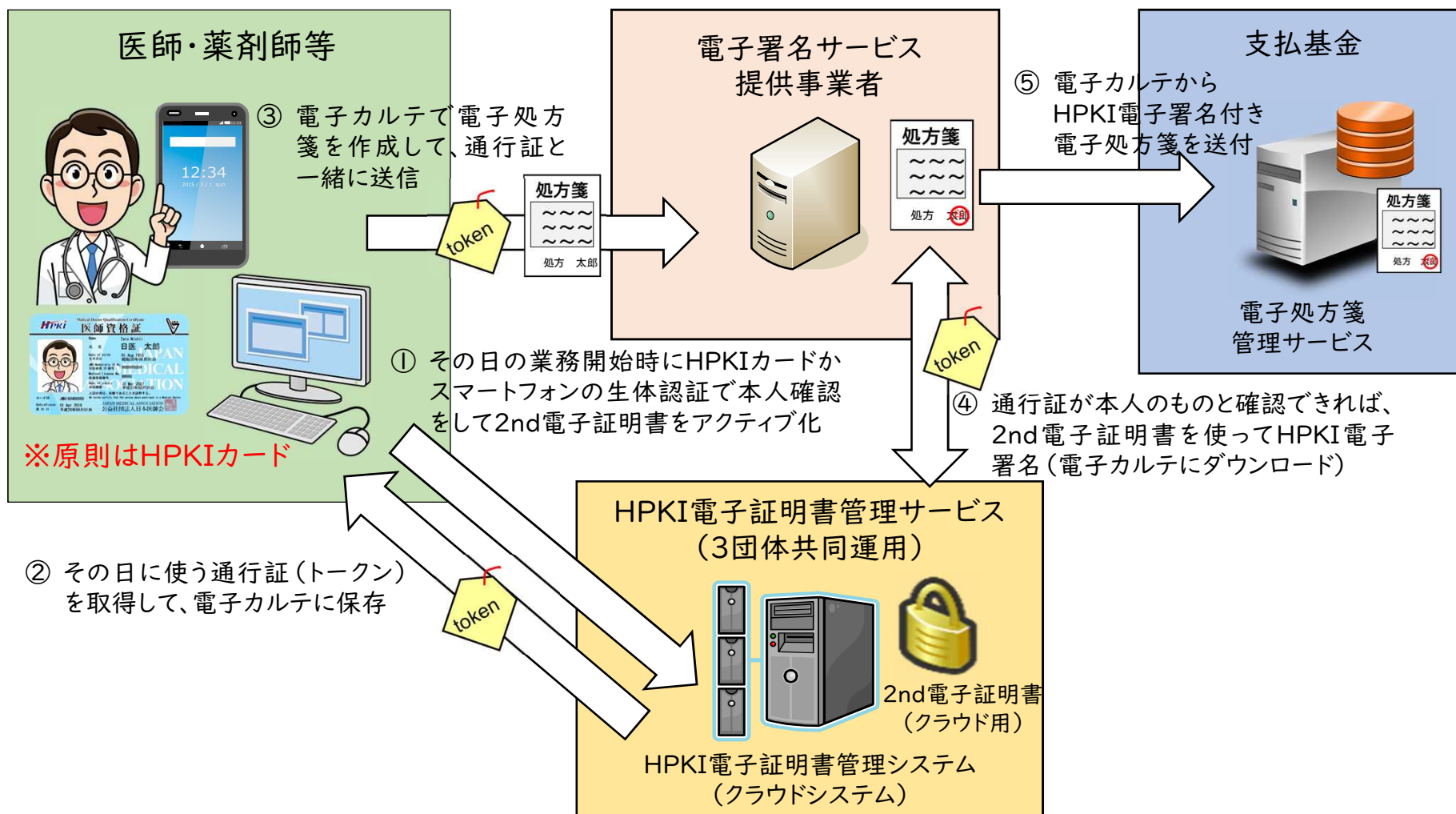
E-mail: hpki-ad@medis.or.jp

## HPKIセカンド電子証明書の発行と使うまでの準備の流れ



- ① 申請者 (医師・薬剤師等) は、これまで通り各HPKI認証局に対してHPKIカードの申請をします。
- ② HPKI認証局は、所要の審査を実施した後、ICカード (チップ) に格納するHPKI電子証明書を発行します。
- ③ これと同時に、クラウドシステムに格納する2nd電子証明書を発行します。
- ④ これら2つの電子証明書を、1つはHPKIカード、1つはHPKI電子証明書管理システムに格納します。
- ⑤ 申請者には、HPKIカードが交付されると共に、スマートフォンと2nd電子証明書を紐付け登録するための通知 (QRコード) が送られてきます。
- ⑥ 申請者は、HPKI認証局から指示される方法でHPKIカードを用いるか、QRコードを読み取り、スマートフォンの生体認証を使って2nd電子証明書とスマートフォンの紐付けを行います。

# 電子処方箋を例にした使い方



- ① 医師は、その日の業務を始める際に、HPKIカードか紐付けしたスマートフォンの生体認証で本人確認して、2nd電子証明書を使えるようにアクティブ化します。
- ② アクティブ化が成功すると、その日使える通行証(トークン)が取得できるので、電子カルテに格納しておきます。
- ③ 電子カルテにログインして電子処方箋を作成します。これを、今後提供が予定されている電子署名サービス提供事業者のシステムに通行証と一緒に送ります。
- ④ 電子署名サービス提供事業者のシステムは、受け取った通行証をHPKI電子証明書管理システムに送り、本人か確認をします。本人だと確認できると、HPKI電子証明書管理システムに格納された2nd電子証明書を使って、本人のHPKI電子署名が行われます。
- ⑤ HPKI電子署名された電子処方箋を電子処方箋管理サービスに送って電子処方箋の発行が完了します。

# Agenda

1. 医師資格証の現状と日医の取り組み
2. HPKIを取り巻く動向
3. HPKIセカンド電子証明書について
4. HPKIとJPKI (HPKIカードとマイナンバーカード)

## 処方箋における資格証明

### 【医師法】

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して**処方せんを交付しなければならない**。(以下、略)

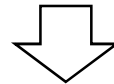
### 【医師法施行規則】

第21条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、**記名押印又は署名しなければならない**。(以下、略)

### 【薬剤師法】

第23条 薬剤師は、**医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ**、販売又は授与の目的で**調剤してはならない**。(以下、略)

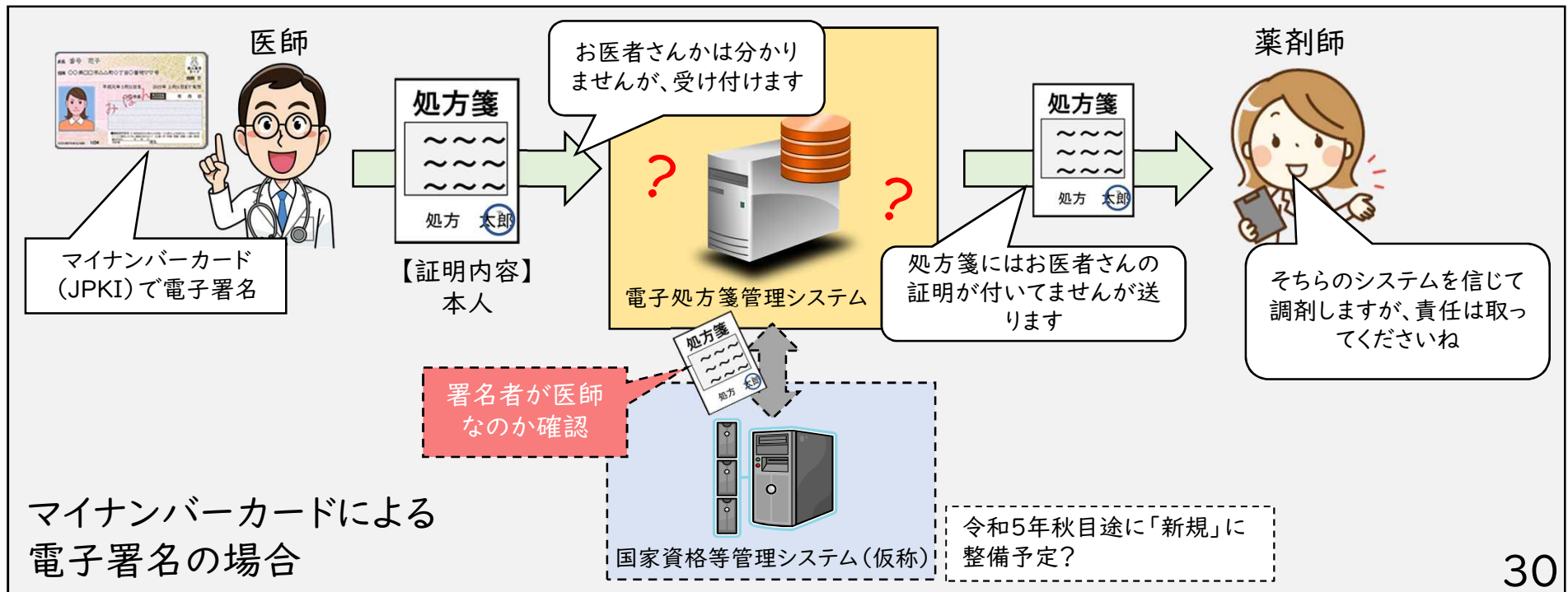
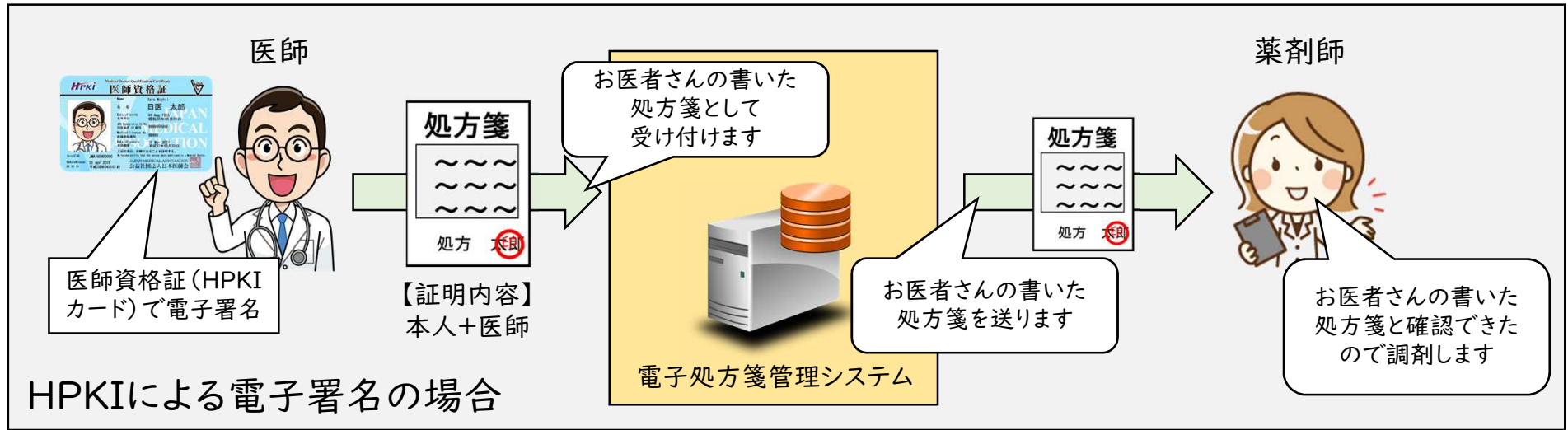
第26条 薬剤師は、調剤したときは、その処方せんに、調剤済みの旨(その調剤によつて、当該処方せんが調剤済みとならなかつたときは、調剤量)、調剤年月日その他厚生労働省令で定める事項を記入し、かつ、**記名押印し、又は署名しなければならない**。





HPKI云々以前に、医師は処方箋を自ら処方したと証明する必要があり、薬剤師は医師等が処方したと確認できる処方箋でなければ調剤してはならない。また、そのことによって、双方が人命に係わる薬剤の取り扱いについて責務を負っている。

紙処方箋においては、その証明や責務に対して(三文判であったとしても)「記名押印又は署名」を用いている。従って、電子処方箋であっても、何らかの方法で医師が処方した処方箋であることを、医師側は証明、薬剤師側は確認しなくてはならない。これをしなくてよいということであれば、法律を改正して、資格法からその責務を外し、新たにどこか(国やシステム運営主体者の支払基金等)がそれを負う仕組みを作る必要があるのではないか?

# HPKIとJPKIでの電子署名対比 (電子処方箋を例として)



# 医師資格証とマイナンバーカード

		医師資格証	マイナンバーカード
券面・発行者		 <p>(表) (裏)</p>	 <p>(表) (裏)</p>
		発行者:日本医師会	発行者:市区町村長
表面	主な記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>生年月日</li> <li>日医会員ID(会員の場合)</li> <li>医籍登録番号</li> <li>有効期限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>氏名</li> <li>住所</li> <li>性別</li> <li>生年月日</li> <li>有効期限</li> </ul>
	証明事項	<p>本人であることに加えて「医師」であること</p> <p>※公的な証明力は、厚労省通知(採用時の提示)の範囲</p>	<p>本人であること</p> <p>※公的身分証明書</p>
ICチップ(裏面)	格納情報	<p>電子証明書(電子署名用・認証用)</p> <p><b>医師等の資格</b></p>	<p>電子証明書(電子署名用・認証用)、顔写真データ</p> <p><b>住民票住所</b></p>
	証明事項	<p>電子的に本人であることに加えて「医師」であることの証明。</p> <p>医師等の業務のために利用可能。</p>	<p>本人であること。</p> <p>行政手続きに利用可能。</p>
有効期限		券面および電子証明書(ICチップ格納情報)、いずれも5年	券面は10年、電子証明書(ICチップ格納情報)は5年

住基カードの時から、国民に厳密な認証を求めるのであれば、より厳密性が求められる医療情報を提供する医療資格者の認証がないのは著しくバランスを欠くという考えから検討が始まり、実現している仕組みがHPKI。



# HPKIとJPKI

- HPKIによる電子署名の場合、「本人+医師」と資格の証明ができるが、マイナンバーカード（JPKI）による電子署名では、本人の確認はできても資格の確認ができない。
- したがって、薬剤師は電子処方箋管理システムを信じるしかなく、現状では、医師法（第22条）および薬剤師法（第23条）にそぐわない。
- 仮に、新たな国庫支出で、令和5年秋に前倒しされた「国家資格等確認システム（仮称）」が完成しても、最終的に薬剤師に電子処方箋が渡った際に、処方箋自体では資格を確認できない。
- そのため、結局、薬剤師は電子処方箋管理システムを信じるか、法改正して電子処方箋管理システム（運営主体の支払基金）に資格確認の責任を負わせる必要がある。
- マイナンバーカードは、その電子証明書の中に「住民票住所」が格納されており、電子署名の確認時に署名者の住所を見ることができる。
- これは、医師の住民票住所（居住住所）が判明することを意味しており、昨今の医師に対する暴力行為事件を鑑みれば、リスクである。
- 直近の発行数は顕著に増加している。
- 電子処方箋に対してHPKIカードが必要であるということが浸透していることが伺える。
- 以上のことから、既に整備ができているHPKIを使う方が社会資源の有効活用（二重投資の回避）に繋がる。
- ただし、確実な本人確認手段として、マイナンバーカードは優れている。
- 双方の利点を生かして、共存・相互利用は必ずできる。

ご清聴ありがとうございます